

Title	株主総会の議長の法的地位
Sub Title	Die rechtliche Stellung des Vorsitzenden in der Hauptversammlung
Author	加藤, 修(Katō, Osamu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1999
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.72, No.12 (1999. 12) ,p.1- 13
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	新田敏教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19991228-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

株主総会の議長の法的地位

加藤修

第一節 はじめに

第二節 株主総会の議長の法的地位に関する学説

第三節 学説の検討

第四節 まとめ

第一節 はじめに

株主総会の議長については、現行商法典の第二三七条ノ四の第一項に「總會ノ議長ハ定款ニ定メザリシトキハ總會ニ於テ之ヲ選任ス」と規定され、更に、同条二項は、「議長ハ總會ノ秩序ヲ維持シ議事ヲ整理ス」とし、同条三項は、「議長ハ其ノ命ニ従ハザル者其ノ他ノ總會ノ秩序ヲ乱ス者ヲ退場セシムルコトヲ得」としている。そして、第二四四條二項は、株主総会の議事録に關して、「議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長

並ニ出席シタル取締役之ニ署名スルコトヲ要ス」とし、第二五六条ノ第三項は、取締役選任の累積投票につき「第一項ノ場合ニ於テハ議長ハ議決ニ先チ同項ノ請求アリタル旨ヲ宣告スルコトヲ要ス」としている。これら諸規定を見ていると、株主總會の議長の法的地位とその権限について、明確であり、何の問題もないようにも思われる。株主總會における議長という職務を取り扱うものの存在については法律に特に規定がなくても認められるが、それが、法律においてどのように選任されるかが明定されているし、昭和五六年商法改正以前は、會議体の通則という一般的社会通念に属するものによつて認められていた議長の株主總會秩序維持・議事整理権限や株主總會秩序攪乱者退場命令権限がこれまた法定されているからである。株主總會の議長の選任と権限について法定されたのだから、確かに、議長は、会社組織上の地位として、会社機關の一種として考えても、何の疑問もないようにも思われる。

株主總會議長の退場命令の適法性が争われた最近の裁判例においても、株主總會の議長は、当然のごとく会社機關の一種であるとの前提のもとに、訴訟当事者も裁判所も法律論を展開しているものと推定される。すなわち、平成八年一〇月一七日の東京地方裁判所判決（判例タイムズ九三九号二二七頁以下（一九九七年））において、原告である株主は、株主總會議長の違法な退場命令により株主権の行使を妨げられ、これによつて精神的損害を受けたので、民法七〇九条の不法行為に基づいて、議長個人に対してではなく、当然のごとく直接会社に対して、九〇万円の損害賠償請求をしている。被告とされた会社も自分のこととして原告である株主の主張に反論をしているものと受け取れる主張をしている。裁判所は、「被告の取締役には原告の質問事項について説明する義務はないといふべきであり……原告の質問事項は本件株主總會の目的事項とは関係がないから被告において返事をする性格のものではない旨説明したこと何ら不当な点はない。しかるに……原告は右説明に納得せず、不平不満を

言い、不規則発言を続け、議長の発言中止命令にも従わず、さらに不規則発言を継続したものであり、しかも、原告の言動は罵声、怒号、ヤジや悪口雑言を並べ立てるものであり、議長は、不規則発言を中止しないと退場を命ずる旨再三警告したが、それでも原告は不規則発言を中止せず、その結果、本件株主総会を混乱に陥らせ、議事の進行を妨害したものである。そこで、議長は、原告が命令に従わず、本件株主総会の秩序を乱したものであり、商法二三七条ノ四第三項に基づき、原告に対し退場を命じたものであり、本件退場命令に権限濫用等の違法な点は存在しないというべきである。…以上次第で、原告の本件請求はその余の点について判断するまでもなく理由がないから、これを棄却する」と判示しているが、これも、株主総会の議長は、会社組織上の地位として、会社機関の一種であることを前提として、議長の行為は、機関を通じた行為として即、会社の行為になり、株主総会の議長の権限行使が適法であれば、会社に違法行為はないとの筋道のように思われる。裁判所としては、議長の退場命令に違法がないとすれば、最終的に、会社に責任はない、つまり、原告の請求棄却と結論づけければ良いのだから、株主総会議長の法的地位、つまり、株主総会議長と会社の関係について、事件との関係で法的に説明する必要はないと考えている。従って、この点につき説明がないからといって、裁判所の結論に批判が向けられることはない。ただ、裁判所の判決文が、株主総会の議長は、会社組織法上の地位として、会社機関の一種であるとの見解を前提として書かれていると思われることを指摘したいのである。しかし、そのような前提は妥当であろうか。そこで、以下において、株主総会の議長の法的地位に関する学説を調べて検討し、株主総会議長は、株主総会という会議体の長ではあるけれども、会社の機関ではないことを主張してみたいと考える次第である。

第二節 株主総会の議長の法的地位に関する学説

株主総会の議長は、会社機関であると解するのが多数説である。すなわち、西原寛一博士は、株主総会の「議長も、一種の会社機関として、取締役の場合（二五四三）に準じ、会社との間に準委任関係があるものと認められる。従って、会社に対する責任があるのは当然であるが、出席株主に対しても、取締役の対第三者責任の規定（二六六ノ三I）を類推適用して、議長に悪意または重過失があつたときは、損害賠償責任を負うと解すべきであろう。」⁽¹⁾とされ、議長は会社機関であるとの説を主張されている。

蓮井良憲教授は、株主総会の「議長は議事の整理進行を司會する一種の会社機関と考えられるから、取締役の場合に準じて（商二五四条三項）、会社との間に準委任関係があるとみて、議長がその職務執行に際し、その執行を怠り、権限を濫用すれば、会社に対する責任を負うとみてよいであろう。また出席株主に対しても、取締役の第三者に対する責任（商二六六条ノ3、1項）を類推適用して、議長に悪意または重過失ある場合には、損害賠償責任を負うと考えてよいであろう。」⁽²⁾とされ、前出の西原寛一博士とほぼ同じような主張をされている。

佐藤義雄教授は、株主総会の議長は、株主「総会の代表機関であり、それは結局において、取締役と同様、会社の機関である、と云うべきである。」⁽³⁾とされている。取締役という法的な地位は、代表取締役のような会社機関となり得たり、取締役会という会社機関の構成員になり得る立場であるが、この説も前二説と同じように、株主総会の議長を取締役になぞらえて理解している。

境一郎教授は、株主総会の「議長は一種の会社機関として会社に対して準委任関係に立つ……とみられるが、その職務権限について商法は議事録への署名（二四四II）、累積投票の際の宣言（二五六の三IV）を要する旨を規

定するほかは、（——筆者注——昭和四三年現在では）特別の規定を置いていないが、総会の成立・開会・議事・閉会のすべてにわたって指揮運営する職務権限があると解され（通説）、その範囲において会社に対して責任を負う。⁽⁴⁾とされている。やはり、株主総会の議長は会社とは準委任の關係に立つ会社機関との立場である。

山口幸五郎教授は、株主総会の「議長は会社の機関たる総会を主宰する一種の会社機関たる地位にあたるから、その権限の行使にあたっては、議事を公正に運営することを要する。」⁽⁵⁾とされている。

大隅健一郎博士⁽⁶⁾今井宏教授は、株主総会の「議長がその職責を怠りまたは権限を濫用した結果、総会の議事の運営が公正を欠くときは、決議取消の原因となることがあり（商二四七一）、また会社に対して議長の損害賠償責任を生ずる。議長は一種の会社機関として会社に対して準委任の關係に立つものと認められるからである（商二五四三類推）。」⁽⁶⁾とされている。以上に、株主総会の議長は、会社機関の一種と解する多数説の代表的なものを紹介してみたが、何故に会社機関であるかはあまり説明せず、むしろ、株主総会の議長と会社との關係については、商法二五四条三項に明文規定のある取締役と会社との委任關係になぞらえ、株主総会の議長の責任の由来を説明しようとの態度が目立つ。株主総会の議長というものは、会議体としての株主総会の運営上、欠くべからざるものであること、更に、議事録への署名や累積投票の際の宣告などについて株主総会の議長の役割が法文上明定されていることもあつて、株主総会の議長は、当然のごとく会社機関の一種と解され、何故にそれが会社機関であるかの根拠については論じられないし、また、論ずる必要もないように考えられたものと思われる。

学説の中には、株主総会の議長について、微妙かつ絶妙な説明をされるものがある。すなわち、鈴木竹雄博士は、株主総会の「議長は、このように総会の議事の運営をとりしきる者であるが、それ自身としては株主総会の構成員ではなく、むしろ株主総会の機関ともいふべきものである。したがって、議長として議決権を有するもの

ではないこと、もちろんである。」とされている。株主総会の議長は「株主総会の機関」という説明は、まことにもって含蓄のあるものである。「株式会社機関」とは表現していないのである。しかし、「株式会社機関」ではないと明確に否定しているわけでもないので、微妙かつ絶妙といえる。いずれにせよ、ここで、株主総会の議長のことを「会社の機関」の一種であるとは明言しない学説に接し得るのである。森本滋教授は、「商法は、議長と会社との関係を明らかにしていない(二五四三对照)。議長は総会の議事運営という特殊の会社事務の委託を受けており、両者の関係は準委任契約関係として、民法の委任に関する規定が準用される(民六五六)。議長は株主総会の構成員ではなく、株主総会の機関ともいうべきものとして説明される」とされ、前出の鈴木竹雄博士の学説を注記される。ここにも、株主総会の議長は、「株主総会の機関ともいうべきもの」であると解し、「会社の機関」の一種とは明言しない学説を見出し、大いに示唆を受けることができる。

株主総会の議長は、「会社の機関」ではないと明確に否定されるのは倉澤康一郎教授である。すなわち、「議長は、定款に定めがないときは、総会において選任され(商法二三七条ノ四第一項)、議長には、総会の秩序維持および職務権限があり、秩序を乱す者を退場させることができるものとされている(商二三七条ノ四第二項・三項)。これらは、会議体の一般法則からいって当然の事理であるが、特に總會屋排除のため、法が議長に期待するところのあることをあきらかにしたものといえる。もちろん、議長がこれらの権限を濫用した場合には、決議取消の事由となる(商法二四七条一項二号)。ただし、議長は会社の機関ではないから、議長の行為が株主に対して損害をあたえたとしても、当然に会社が損害賠償責任を負うことにはならない。」と主張され、はつきりと、株主総会の議長は会社の機関ではないと明言し、多数説に反対されている。そこで、以下において、学説を検討し、倉澤教授が主張される反対説が妥当である旨を主張してみたい。

- (1) 西原寛一「株主総会の運営」田中耕太郎編・株式会社法講座三卷八六三頁（一九五八年）。
- (2) 蓮井良憲「株主総会の議長」政経論集七号一号一六四頁（一九五七年）。
- (3) 佐藤義雄「株主総会と議長」産業経済論叢二卷二号一〇六頁（一九六七年）。
- (4) 境一郎・注釈会社法二三〇条ノ二注一二（四卷二三頁）（一九六八年）。
- (5) 山口幸五郎「第三章 株主総会の議事」大隅健一郎編・株主総会一二二頁（一九六九年）。
- (6) 大隅健一郎「今井宏・会社法論中巻（第三版）八三頁、八四頁（一九九二年）。
- (7) 鈴木竹雄「株主総会の議長」新商法演習1会社(1)二〇八頁（一九七四年）。なお、同上・会社法演習II三五頁（一九八三年）も同旨。
- (8) 森本滋・新版注釈会社法二三七条ノ四注八（五卷一六四頁、一六五頁）（一九八六年）。
- (9) 倉澤康一郎・「2 株主総会の運営」会社法改正の論理一七九頁（一九九四年）（初出 税経セミナー二七卷三号・一九八二年）。

第三節 学説の検討

株主総会は、株式会社における法定の必要機関である。そして、株主総会は、意思決定機関とされている。株主総会それ自身は、株主により構成される会議体であり、決議という方式で会社の意思を決定する。株主は、ただ漫然と集合するのではなく、一定の手続のもとで、目的を持って集合する。そこに一つの会議体が形成される。その会議体が、円滑に決議をするためには、会議の目的にそって、誰かが端緒を開き、議題を整理し、意見を集約して、多数決によって意思決定するに至るまで音頭をとるなり、世話をする必要が生ずる。ここに、株主総会の議長が登場する基盤がある。会議体である株主総会が、民主主義の原理に従って、決議をするためには、名称

とか、活動の実体については種々の様相があるとしても、議長、あるいは、それに類するものが、制度自体から必要とされる。議長がなくても株主総会決議が成立し得る場合もあるように思われるかもしれない。しかし、そのような場合においても、発端から決議に至るまでの過程を精査すれば、要所、要所にまとめ役なり整理役なり、その他世話役なりの役割を演ずるものが、同一単数の人物にしる、集団指導的な複数の人物団にしる存在すると考えられる。それも株主総会の議長と評価してよい。¹⁾ 株主総会という会議体には、その長として議長なるものが必要とされる。会議体の長としての議長は、株主総会という会議体活動の端緒を開き、決議に至るまでの役割になう。議長は、株主総会という特定の目的を有し必要に応じてそのつど形成される組織を活動させる仕組上の地位といえる。従って、株主総会自体は法人ではないけれど、株主総会の議長は、「株主総会の機関」とか「株主総会の機関ともいうべきもの」という表現は、実体を示すための巧妙な工夫といえる。

株主総会の議長は、「株主総会の機関」あるいは「株主総会の機関ともいうべきもの」と理解されるから、それは、最終的には「会社の機関」と解してもよいとすることには論理の飛躍があり妥当ではない。株主総会自体は、会社組織の中では、自己完結型の独立の組織なのだから、株主総会自体を活動させる仕組上の地位である議長が、自己完結型の独立の組織を飛び出て、いきなり「会社の機関」であると評価することは、株主総会の自己完結型の独立の組織という性格に矛盾することとなる。株主総会は取締役や監査役を選任し、場合によってはそれらを解任し、それら役員から操縦されない自己完結型の独立の組織として位置づけられるからこそ会社の統治を行なうことができるのである。この意味において、株主総会の議長を株主総会の枠を越えて、「会社の機関」と位置づけることは、会社権力構造の分権的発想をないがしろにすることに結びつくものと解される。

株主総会の議長は、会議体の長として、株主総会それ自体において選任される独立の存在として位置づけるの

が妥当であると解される。議長は、株主総会という「会社の機関」を構成する株主より事務の委託を受けた受任者として、会社とは別の独立の存在、つまり、民法上の委任の法理に基づく独立の受任者であると思われる。株主総会の議長を「会社の機関」と解すると、専ら議長の役割や機能を中心に議長長が商法に法定されている現状では、株主総会の議題を留意し、その招集を決定する取締役会や招集通知を発する代表取締役の傘下に株主総会の議長は組み込まれてしまい、その独立性を喪失し、権力分立的発想のもとにおける機関としての株主総会の機能そのものも害するようにも解される。

株主総会の議長については、定款にその定めがあり、取締役社長が就任するとされている例が多い⁽²⁾。しかし、本来的には、株主総会の議長なるものは、総会ごとにそのつど選任されるのが本筋であろう⁽³⁾。それでは、何故に商法二二七条ノ四第一項において定款に定めることを許容したのであろうか。株主総会は、相互に脈絡も面識もない株主がつどうものである。そのような株主が招集された時点で、会議体の長としての議長を選任することには多大の困難が伴う。そこで、事務の合理化のために、そのような定款規定が便宜的に許容されているものと解される。そうとすれば、定款規定に誰が議長に就任するかが定められているからといって、それを根拠に、株主総会の議長は「会社の機関」であるとするには抵抗を覚える。

株主総会の議長には、商法二二七条ノ四第二項と三項により総会秩序維持・議事整理権限と株主総会秩序攪乱者退場命令権限が明定されている。しかし、これらの権限は、仮に法律規定がなくても会議体の長である株主総会議長に、会議体の通則から認められるものであり、このように、議長長が明定されたからといって、そのことを根拠として、株主総会の議長は、「会社の機関」であるとする理由にはならない。商法二二四條二項は、株主総会の議長に、総会議事録への署名を要求している。これは、議事録の書証としての信頼性を高めるために

確認と責任の所在を明確にすべく署名が要求されていると解される。株主総会の議長が、「会社の機関」として行為をし、会社自身が署名行為をしたと評価する必要はない。会議体の長の会議体意思の確認行為と理解すれば充分である。商法二五六条ノ三第五項によれば、取締役選任の累積投票にあたり、冒頭にて、株主総会の議長がその旨の請求のあったことを宣告することになっている。これは、不意打ち防止のための単なる確認行為を明定したと理解すべきである。この規定の存在を根拠として株主総会の議長は「会社の機関」であると理由づけたり、あるいは、議長が会社自身の行為となるかたちで、重々しくも宣告しているとは理解できない。株主総会の議長は、会議体の長として、会議体での円滑な意思決定と後々の不意打ちであるとの紛争予防のために累積投票による旨の請求があったことを宣告していると解することによって必要にすかつ充分と思われる。

仮に、株主総会の議長が「会社の機関」であるとするれば、議長の行為は即会社の行為となる。従って、民法四四条の基盤のもとで、株主総会の議長の違法行為は、議長が代表機関になぞらえられるかともかくとして、会社自身の不法行為となり、会社に責任が生ずることとなる。⁽⁵⁾しかし、株主総会の議長は、会議体の長として、株主総会それ自体において選任される独立の存在であり、株主総会という機関を構成する株主より事務の委託を受けた独立の受任者と解すれば、その独立性と自己の裁量による活動ゆえに、株主総会の議長は、自分自身で個人責任を負担するので民法四四条の法人の不法行為能力に関する法理と民法七一五条の使用責任の法理は適用されない。⁽⁶⁾株主総会という機関を構成する株主と株主総会の議長の間の法律関係は、このような個人間を基盤とする委任の法理で規律される。正確には、法律行為以外の事務の委託であるから準委任である。株主総会の議長に違法行為があつても、議長は個人として責任を負担するのであり、会社が議長の責任を民法四四条や七一五条に基づいて負担することはない。しかし、株主総会議長の違法行為が株主総会の健全な意思決定に影響を及ぼす場

合は、決議の瑕疵として決議取消事由となる。株主総会という機関を構成する株主全体と議長の間で一つの委任契約が締結されると無理に構成する必要はない。それは、短期間の事務に限定した無償委任なので、個々の株主と議長との間に複数の契約関係が成立すると解しても法律関係は複雑化しないからである。株主総会の円滑な進行ということ、本来の株主総会議長選任のために、取締役会側で仮議長の提案があり、株主総会でその仮議長の就任が承諾されれば、その段階で個々の株主と仮議長の間で、これまた複数の委任契約が締結されることになる。会社の定款に株主総会の議長があらかじめ定められているのは、あくまでも便宜のためであり、その者が議長に就任すれば、あらためて、株主と議長の間で委任契約が締結されると解すべきである。

- (1) 松井一郎「議長の地位と権限」実務法律時報一九七一年三号二二三頁（一九七一年）は、「議長の存在は、法律上総会の成立要件ではなく、たとえ議長を欠いてもそれだけで決議取消の事由とはならないと考えられる。」とされる。しかし、法律上の要件か否かはともかくとして、会議体たるものが意思決定するためには、必ず、議長なり、あるいは、それに類するものが、意識的にしろ、あるいは、自然発生的にしろ、存在するに至ると考える。
- (2) 森本滋・前掲新版注釈会社法二三七条ノ四注四（五巻一六一頁）。
- (3) 高島正夫・新版会社法一四四頁（一九九一年）は、「議長は総会で選任するのが原則である」とする。
- (4) 倉澤康一郎・前掲会社法改正の論理一七九頁。
- (5) 加藤一郎・不法行為一六七頁（一九六四年）。
- (6) 民法七一五条の使用責任については、森島昭夫・注釈民法七一五条Ⅳ（一九卷二七八頁）（一九六八年）。

第四節 まとめ

株主総会の議長については、現行商法典の第二三七条ノ四、第二四四条二項、第二五六条ノ三第五項において、その選任と権限が明定されているため、一見すると、当然のごとく「会社の機関」と解されるかもしれない。学説を調べてみると、株主総会の議長を「会社の機関」と解する説が多数説であるように思われる。しかし、学説の中には、株主総会の議長は、「株主総会の機関ともいべきもの」というように微妙かつ絶妙な説明をするものがある。このような説明が存在することは、株主総会の議長は、「会社の機関」であるとすぐさま断言するには何らかのためらいがあるようにも想像できる。そのようなためらいに妥当性があるとすれば、株主総会の議長は、「会社の機関」ではないと断言する反対説に与することに意義があるものと解される。

会社体としての株主総会は、会社の意思決定機関として活動するために、組織を活動させる仕組上の地位として、議長あるいはそれに類するものを必要とする。その意味において、株主総会の議長は、「株主総会の機関」とか「株主総会の機関ともいべきもの」との表現は必ずしも正確ではないが実体を良く示すものと解される。株主総会は、取締役や監査役を選任・解任する権限を有し、それら役員によつては理不尽に操縦されない自己完結型の独立の統治組織として位置づけられるので、株主総会の議長を株主総会の枠を越えて「会社の機関」と解するのではなく、会議体の長として、株主総会それ自体において選任される独立の活動上の仕組と解するのが妥当と考えられる。株主総会の議長は、会社からの直接の監督を受けず独立してその職務を行なうものであり、株主総会という「会社の機関」を構成する株主より事務の委託を受けた会社とは別の存在と解される。つまり、株主総会の議長は、法律行為以外の事務の委託を受け、株主とは準委任の法律関係に立つものである。従つて、株

主総会の議長は、その独立性と自己の裁量による活動ゆえに、個別的な委任の法理に基づき自身で個人責任を負担する。その意味において、株主総会の議長の違法行為について、法人の不法行為能力に関する民法四四条や使用者責任に関する民法七一五条に基づいて会社が責任を負担することはない。但し、株主総会議長の違法行為が株主総会の健全な意思決定に影響を及ぼす場合には、それは、決議の瑕疵の一種として決議取消事由になり得る。そして、株主総会の議長に関して、商法上、その選任や各種の権限が明定されているけれども、それは、便宜のためであったり、会議体の通則から当然認められることを説明したり、事の明確化と円滑化のために方便として条文化されているだけであるから、それらの条文存在を根拠として、株主総会の議長は、「会社の機関」であると結論づけることはできない。

(平成一一年九月二二日稿)